

[事案 2021-132] 新契約無効等請求

・令和4年6月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月に契約した豪ドル建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、保険料払込期間について、実際と異なる説明を受けた。
- (2)契約のしおりと約款は、契約時ではなく後日受け取った。
- (3)保険商品以外のネットワークビジネスの勧誘を受け、個人情報が悪用された。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、保険料払込期間を確認のうえ、申込書に署名をしている。
- (2)契約時、募集人は契約のしおりおよび約款を交付している。
- (3)ネットワークビジネスの勧誘および販売は行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。